介護老人保健施設相愛苑 通所リハビリテーション利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設 相愛苑(以下「当施設」という。)は、要介護状態と認定された 利用者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者(以下単に「利用者」という。) に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーションを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人(以下「身元引受人」という)は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

- 第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設相愛苑通所リハビリテーション利用同意書を 当施設に提出したのち、令和2年4月1日以降から効力を有します。但し、利用者の 身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。
 - 2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3 (本項において「本約款等」といいます。) の改訂が行われた場合は新たに本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

- 第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引 受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
 - ① 行為能力者(民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。)であること
 - ② 弁済をする資力を有すること
 - 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の責務を極度額 5 万 円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
 - 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の取引をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
 - 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
 - 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利 用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及 び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

- 第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画書作成者に連絡するものとします(本条第2項の場合も同様とします)。
 - 2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
 - 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション(介護予防通所 リハビリテーション)実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本 料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

- 第 5 条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通 所リハビリテーションサービスの利用を解除・終了することができます。
 - ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
 - ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
 - ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
 - ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
 - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員は又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めた にもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引 受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させること ができない場合

(利用料金)

- 第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーションの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
 - 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日以降に発行し、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。尚、支払いの方法は別途話し合いの上、双方が合意した方法によります。
 - 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対して、領収書を発行します。

(記録)

- 第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーションサービスの提供に関する記録を作成し、 その記録を利用終了後2年間は保管します。(診療録については、5年間保管します。)
 - 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要 な実費を徴収のうえ、これに応じます。
 - 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と求める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
 - 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
 - 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。 但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長及び医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際での利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(虐待防止のための措置)

- 第9条 当施設は、利用者の人格を尊重したサービス実施を行うとともに、関係法令に基づ き虐待防止委員会を設置し虐待の防止に必要な措置を講じる。
 - 2 従業員の関与に係わらず、サービス利用者が虐待を受けている恐れがあるとすいて される場合には、虐待防止委員会、法人経営者及び現場責任者が速やかに対応すると ともに関係行政機関及び必要なサービス機関と連携し、ただちに虐待被害の防止に努 めるものとする。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第 10 条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。
 - ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
 - 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第 11 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、 協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
 - 2 前項のほか、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身 元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第 12 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置 を講じます。
 - 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
 - 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定 する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

- 第 13 条 利用者及び身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーションに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、1階の所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。サービスについての相談・苦情窓口(行政等の連絡先)
 - ・ 小 林 市 長 寿 介 護 課 (0984) 23-1140
- · 宮崎県国保連合会 (0985) 25-4901

(賠償責任)

- 第14条 通所リハビリテーションの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
 - 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元 引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(営業日及び営業時間)

第15条(営業日及び営業時間)

事業の営業日は、月曜日から土曜日とする。原則として、祝祭日は営業致します。

2 営業時間は、原則として通常午前9時30分から午後3時40分までとなっております。

(事業の利用定員)

第16条 1日当たりの事業の利用定員は、60名となっております。

(通常の送迎の実施地域)

第17条 通常の送迎の実施地域は、小林市(須木、野尻を除く)となっております。

(利用契約に定めのない事項)

第 18 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところ により、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議してさだめることとしま す。

介護老人保健施設 相愛苑のご案内(通所リハビリテーション)

(令和2年4月現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

·施 設 名 介護老人保健施設 相愛苑

開設年月日 平成9年3月27日

・電話番号 0984-24-1874・ファックス番号 0984-24-1872

• 管理者名 桑原 大祐

·介護保険指定番号 介護老人保健施設

通所リハビリテーション (第 4550580007 号)

(2)介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご 理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 相愛苑の運営方針]

- 1, 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、 施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護 その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、居宅における生活への 復帰を目指す。
- 2, 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3, 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、 その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地 域において統合的サービスを受けることができるよう努める。
- 4, 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」 過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5, サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上 必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得 て実施するよう努める。
- 6, 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則 り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる 以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利 用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜 間	業務内容
• 医	1名	_	_	病状、心身の状態の観察と把握及 び適切なその指導
・看護職員	13 名	_	1名	病状、心身の状態の観察と適切な 看護処遇及び生活の質の向上
・介護職員	25 名	_	1名	病状、心身の状態の観察と適切な 介護処遇及び生活の質の向上
• 支援相談員	2 名	_	_	処遇上のあらゆる相談指導
・作業療法士 ・理学療法士	4名	_	_	心身の諸機能の改善又は維持向上
・管理栄養士 ・栄養士	2 名	_	_	身体の状態、病状及び嗜好を考慮 した献立作成及び栄養指導
·介護支援専門員	2 名	_	_	介護サービス計画(ケアプラン) の作成及びその指導
・事務職員	2 名	2 名	_	施設の管理、運営上の事務業務全般
・調理員	7名	_	_	栄養士の管理にて身体の状態、病 状及び嗜好を考慮して食事の調理 作業全般
・その他	2 名	_	_	

(4) 入所定員等・定員50名通所リハビリテーション・定員60名介護予防通所リハビリテーション・定員20名

- 2. サービス内容
 - ① 通所リハビリテーション計画の立案
 - ② 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。) 昼 食 12時00分より
 - ③ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応)
 - ④ 医学的管理・看護
 - ⑤ 介護
 - ⑥ 機能訓練 (リハビリテーション)
 - ⑦ 相談援助サービス
 - ⑧ 行政手続代行
 - ⑨ その他

* これらのサービスの中に は、利用者の方から基本 料金とは別に利用料金を いただくものもあります ので、具体的にご相談く ださい。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

協力医療機関

• 名 称 桑原記念病院

住 所 小林市細野 167

協力歯科医療機関

• 名 称 阿部歯科医院

· 住 所 小林市細野 2719-3

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

面会

面会時間 10:00 ~ (平日、土日祭日に関わらずご来苑下さい。)

(ア) 施設内への入室される場合は、手洗い・消毒等のご協力をお願いします。

飲酒・喫煙及び火気の取扱い

- (ア) 飲酒は原則として、禁止事項となっております。
- (イ) 喫煙は、所定の喫煙室にてお願いします。利用者で喫煙される場合は、事前に 許可が必要となりますので申し出て下さい。マッチ・ライター・タバコは、ナ ースステーションにて管理させていただきます。

設備・備品の利用

(ア) 施設内の備品等をご利用される方は、その都度ご連絡下さい。

所持品・備品等の持込

- (ア) 利用時は、持込品に所持者の名前を記入してもらいます。
- (イ) 食べ物・飲み物の持ち込みは禁止となっております。
- (ウ) 危険物(ハサミ・ナイフ・先のとがったもの等) の持ち込みは禁止です。

金銭・貴重品の管理

(ア) 原則として、持ち込み禁止と致します。持ち込まれた場合の管理は自己責任と なります。紛失等の責任は負いかねます。

ペットの持込

(ア)ペットの持込は、衛生管理上として禁止させていただきます。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火散水栓、自動火災通報装置、自動通報装置
- ・防災訓練 年2回以上(うち夜間訓練1回)

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。 なお、当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽に ご相談ください。

窓口電話番号 0984-24-1874

小屋敷 美紀子・外山 美千代・有木 理子・木場 弥生 また、要望や苦情なども、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたし ます。

当施設への、苑や職員に対してのお心づかいは一切ご遠慮下さい。

通所リハビリテーションについて

(令和2年4月現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者の家族等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するのにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

別途資料(利用者負担説明書)をご覧下さい。

(2) その他の料金

別途資料(利用者負担説明書)をご覧下さい。

(3) 支払い方法

・毎月10日以降に前月分の請求書を発行し、その月の20日(但し、20日が土・日・祝祭日の場合はそれ以後の最初の平日)に口座引落しを行います。口座引き落としされましたら後日領収書を発送いたします。

個人情報の利用目的

(令和2年4月現在)

介護老人保健施設相愛苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- · 介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - 一入退所等の管理
 - 一会計・経理
 - 一事故等の報告
 - 一当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - 一利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅支援事業所との 連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - 一利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 一検体検査業務の委託その他の業務委託
 - 一家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - 一保険事務の委託
 - 一審査支払機関へのレセプトの提出
 - 一審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 一医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 一当施設において行われる学生の実習への協力
 - 一当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 一外部監査機関への情報提供

〔施設利用者のご家族へ送付する広報等に係る利用目的〕

一当施設において定期的に発送するそうあい便り

介護老人保健施設相愛苑 通所リハビリテーション利用同意書

介護老人保健施設相愛苑の施設通所リハビリテーションを利用するにあたり、介護老人保健施設の施設通所リハビリテーション利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

		令和	年	月	日			
						<	利用者 >	
							住 所	
							氏 名	印
						_	利用者の身元引受人 >	
							住所	
							氏 名	即
							利用者との関係()
							(担当説明者)	ĸп
企 :	護老人保	健協認	相惡声	古			支援相談員	印
	曜七八休 理者 桑			Ŀ				
μ.	- I	. // 1	7,5					
	本約款第	6条の記	青求書	明細	書及び飼	頁収	書の送付先】	
	• 住	所	Ŧ	_				
	・氏	名					(続柄)
	• 電話	番号						
			o == = =	⊽ # n+: -	T ~ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
_	平 約 承 弗	10条	3 項の 🛚	冷急時。	文 び 第 .	1 1 🕏	条3項の事故発生時の連絡先】	
	・住・住	所 所	3 項の関	茶 思 时 /	火 () 第 <u>.</u>	1 1 🗐	条3頃の事政発生時の連絡先】	
			3 頃の	《	文 () 第 _	1 1 5	(続柄)
	・住	所	3 頃の胃	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	文 (J) 第 <u>.</u>	1 1 \$)
	・住 ・氏	所 名	自携	宅電話		1 1 §)
	・住	所 名	自	宅電話		1 1 <i>§</i>)